

Smart Life Point

2018年度の活動に対するポイント付与のご案内

平素は、大日本住友製薬健康保険組合の事業にご協力を賜り、御礼申し上げます。

2019年8月20日に、昨年度活動した結果に対してSmart Life Point付与を完了致しましたので、下記方法でポイントの確認をおこなってください。

※昨年度活動とは、2018年4月～2019年3月までの活動となります。

Step 1

まずはKENPOSにアクセス！



kenpos 検索

<https://www.kenpos.jp/>

※KENPOSご利用の際には初回登録が必要です。
お済みでない方は、まずは初回登録からお願いいたします。

スマートフォン用QRコード



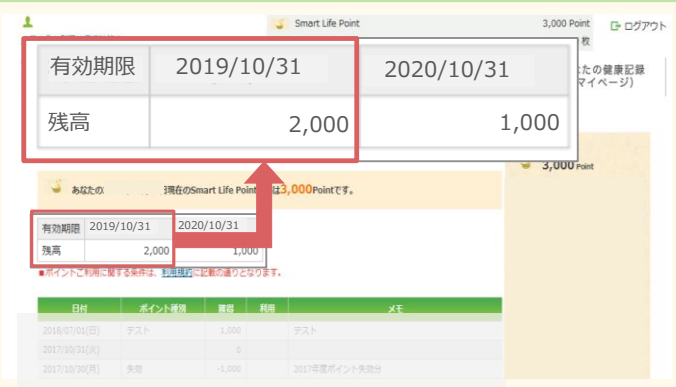
Step 2

KENPOSトップページの
"Smart Life Point"をクリック



Step 3

ポイント通帳からポイント残高や明細を確認
※PC画面例



Smart Life Pointとは

『基本ポイント』と『インセンティブポイント』で構成され、毎年最大8,000ポイントを貯める事ができます

- ・次頁に設定された対象項目より獲得できます。※減算される項目もあり。
最終の獲得ポイントがマイナスになる場合、獲得ポイントがゼロとなるよう「減算ポイント調整」を付与しています。
- ・付与されたポイントは、定められたポイント交換期間に家庭用常備薬等と交換することができます。
- ・付与されたポイントは次年度への繰越ができません。※利用できる期間は1年に1回、ポイント交換期間のみです。
- ・1ポイント=1円

！ポイント付与対象者 大日本住友製薬健康保険組合に加入する被保険者及び被扶養者

※ポイント獲得の為の活動期間(2018年4月1日～2019年3月31日)を通じて加入している方。
(2018年4月入社の新入社員は対象、2018年5月以降の新入社員は対象外とする)
※被扶養者の獲得したポイントは被保険者に集約され付与されます。

！ポイント交換期間 2019年 9月中旬～10月中旬頃

※ポイント交換期間の2019年10月1日に当健保に加入していない場合、
ポイントを獲得していても利用する事はできません。
※ポイント交換期間は健保のホームページ等で追ってご案内致します。



お問い合わせ先

(株)イーウェルKENPOS事務局

TEL : 0570-057072

【受付時間】 9 : 30～17 : 30 【休業日】 土日・祝日・年末年始

※お問合せフォームからも、お問合せいただけます。 <https://www.kenpos.jp/inquiry>

大日本住友製薬健康保険組合

2019年8月作成

ポイントを獲得する為のメニュー(ポイントが減算される項目もあり)

※ 年齢算出基準日は、ポイント獲得活動期間の年度末(3月31日)
 ※ 4月1日～翌年3月31日を通じて当健保に加入している方が対象です

獲得項目		対象者		獲得ポイント数	ポイント付与月	
基本	①	ポイント付与対象の被保険者に毎年付与	被保険者全員	-	1,000	7月
	成果型 【健康診断の受診及び受診結果に基づくポイントを付与】					
加算 イン セン テイ ブ	②	1年間(4/1～翌年3/31)健康保険証を使用しなかった	1世帯毎	-	2,000	翌年度8月
	③	健診結果(注1)に、全く異常が見つからなかった (健康ゾーン表の正常ゾーンに該当すること)	被保険者全員	40歳未満	1,000	2月
				40歳以上	2,000	
			被扶養者	30歳以上	1,000	翌年度8月
			④	健診結果(注1)が特定保健指導ゾーンから正常ゾーンになった (前年度：特定保健指導ゾーン・今年度：正常ゾーン)	被保険者全員	-
			被扶養者	30歳以上		翌年度8月
			⑤	健診結果(注1)が重症化予防ゾーンから正常ゾーンになった (前年度：重症化予防ゾーン・今年度：正常ゾーン)	被保険者全員	-
			被扶養者	30歳以上		翌年度8月
			⑥	被扶養者が特定健診(注2)を受診した、またはパート先等のお勤め先やかかりつけ医で受診した健診結果を(株)イーウェルへ提出した ※特定健診項目を満たすこと	被扶養者	30歳以上
	⑦	【40歳未満の方】 健診結果(注1)で計測の腹囲が、男性85・女性90cm未満	被保険者	40歳未満	500	2月
			被扶養者	30～39歳		翌年度8月
⑧	【40歳以上の方】 健診結果(注1)で計測の腹囲が、男性85・女性90cm未満	被保険者	40歳以上	1,000	2月	
		被扶養者			翌年度8月	
⑨	健診結果(注1)で計測の腹囲が、男性85・女性90cm以上だが、 前年度より3.0cm～4.9cm減少した	被保険者全員	-	500	2月	
		被扶養者	30歳以上		翌年度8月	
⑩	健診結果(注1)で計測の腹囲が、男性85・女性90cm以上だが、 前年度より5.0cm以上減少した	被保険者全員	-	1,000	2月	
		被扶養者	30歳以上		翌年度8月	
⑪	健保が実施する「単独婦人科検診」もしくは 「人間ドックの婦人科検診」を受診した。 ※子宮頸部細胞診、マンモグラフィ、乳房エコーのいずれか。	被保険者女性全員 (注3)	-	1,000	翌年度8月	
活動型 【生活習慣の改善に基づくポイントを付与】						
⑫	ウォーキングキャンペーン期間(1ヶ月間)における1日の歩数が 下記基準を20日以上超えた。 男性：1日9000歩以上、女性：1日8500歩以上 (KENPOSに入力された数値でカウント) ※ウォーキングキャンペーン開催予定時期：5月・10月 注意事項：5月に上記を達成しポイントを獲得した場合、 10月に達成してもポイント獲得対象外となります。	被保険者全員	-	1,000	7月・2月	
		被扶養者	30歳以上			
⑬	体重測定キャンペーン期間(1ヶ月間)における体重測定日が 20日以上超えた。(KENPOSに入力された日数でカウント) ※体重測定キャンペーン開催予定時期：6月	被保険者全員	-	500	2月	
		被扶養者	30歳以上			
減算型 【健康診断の受診及び受診結果に基づくポイントを減算】						
減算 イン セン テイ ブ	⑭	健診結果(注1)で受診勧奨値となり、健保から受診勧奨の手紙を受け取ったにもかかわらず翌年3月31日までに受診しなかった	被保険者全員(注3)	-	-2,000	翌年度8月
	⑮	健診結果(注1)で2年連続して保健指導対象となった	被保険者全員	-	-1,000	
	⑯	健診結果(注1)で2年連続して重症化予防保健指導対象となった	被保険者全員	-	-2,000	
	⑰	健診結果(注1)で計測の腹囲が、男性85・女性90cm以上で、 前年度より3.0cm以上増加	被保険者全員	-	-1,000	
			被扶養者	30歳以上		
	⑱	たばこを吸っている (健診時(注1)の問診結果で判断)	被保険者全員	-	-2,000	
被扶養者			30歳以上			
⑲	保健指導対象者となり案内を受け取ったが保健指導を受けなかった	被保険者全員(注3)	-	-2,000		

(注1) 対象健診・被保険者(社員)の方：定期健診

・被扶養者、任意継続の方：健保で実施する「一般A1コース」もしくは「人間ドック」及びパート先等で受診した健診

(注2) 対象健診：健保で実施する「一般A1コース」もしくは「人間ドック」

(注3) 任意継続者は除く

